

SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.22 1990.10.18

○コンピュータ・プログラムの 無断コピーと著作権濫用の抗弁

- Lasercomb America Inc. v. Reynolds -

	頁
1. はじめに	1
2. 事実関係	2
3. 判 旨	3
4. 若干のコメント	6

SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1990
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

コンピュータ・プログラムの 無断コピーと著作権濫用の抗弁 — レーザー・コム判決 —

1. 〈はじめに〉

プログラムにおける著作権濫用とはどんなケースを言うのであろうか。無断複製者に対する権利行使でもこの抗弁が成立するのであろうか。

法により認められた権利と言えども、法が本来予定している態様の公共政策に合致する権利行使は認められるが、これに合致しない権利濫用に当たる権利行使は許されないとされている。

日本においては、民法第1条第3項が明定しているし、米国においてもミスユースの理論は（特にパテント・ミスユースとして）確立している。

さて、米国の第4巡回区連邦控訴裁判所は、本年8月16日、コンピュータ支援の金型作製プログラムの無断複製に対する著作権に基づく差止請求について著作権濫用として棄却する判決を下した。

この判決において特徴的なことは、

- ① 著作権者が他のライセンサーとの間で行っていたライセンス契約の内容（ライセンサーは99年間同種プログラムの開発、生産、販売を一切禁止される。）が、著作権の濫用にあたるとしたばかりでなく、
- ② この条項を含むライセンス契約を結ばなかった無断複製者との関係でも、この著作権濫用の抗弁は有効であるとした。

またこの判決は、著作権が公共政策に違反する方法で使用されているかどうかを判断するに際し、「ライセンス契約はプログラムが表現するアイデアを独立して実現しようとするライセンサーのあらゆる試みも本質的に抑制しようとしている」（から濫用である—評者注）としており、著作権

に基づきライセンス契約などでアイデアまで独占しようとする試みは著作権濫用になるという考え方を示している。これは、著作権の保護範囲の問題ではないが、権利行使のステージで著作権の保護とアイデアの自由利用とのバランスを調整する考え方として重要なものと言えよう。

2. 〈事実関係〉

- ・レーザー・コム社は「インターアクト」というコンピュータ支援の鉄定規型（ボール紙等を裁断し刻みをつけて箱やカーソンを折畳めるようにする鉄定規型）作製プログラムを開発した。
- ・1983年、レーザー・コム社は市場に出す前にホリディスチール社に「インターアクト」を4部ライセンスした。
- ・レーザー・コム社はその標準ライセンス契約の中で「ライセンシーが契約期間（99年間）中及び契約終了後1年間どのような方法においてもコンピュータ支援金型作製ソフトウェアの創作に係わることを禁止する」条項を含めていた。レーザー・コム社はこの標準ライセンス契約書をホリディスチール社へ署名、返送してもらうべく送付したが、ホリディスチール社は返送しなかった。
- ・ホリディスチール社は、プロテクト装置を外しインターアクトを3部無断複製した。また、ホリディスチール社は殆どインターアクトの直接のコピーと言えるようなプログラム「PDS-1000」を作成し、自社の金型作製CAD/CAMソフトウェアとして販売した。これらの侵害行為は、ホリディスチール社の社長ホリディの指示により同社のプログラマー、レイノルズによってなされた。
- ・レーザー・コム社は「インターアクト」の著作権登録後、1984年3月7日、ホリディスチール社、ホリディ、レイノルズに対し「PDS-1000」の販売差

止、損害賠償を求めてノースカロライナ州中部地区連邦地方裁判所に訴を提起した。

訴の根拠は、著作権侵害、契約違反、トレードシークレットの不法領得、虚偽の出所表示、不正競争、詐欺に基づく請求である。一方被告側からも多数の反訴が出された。

連邦地裁は被告らの行為を著作権侵害と詐欺と認め、損害賠償（現実的及び懲罰的）及び「PDS-1000」の発行販売の永久差止を認めた。

この判決に対しホリディとレイノルズ（ホリディスチール社は倒産し、控訴しなかった。）は控訴した。理由は、

- ① レーザー・コム社は著作権をもっていたとしても濫用した。
- ② 詐欺の認定は訴状に主張されていない事実に基づいている。
- ③ 損害賠償額の計算を誤った。

但し、彼らは「インターアクト」を複製したことは争わなかった。

3. 〈判 旨〉

3.1 著作権の濫用抗弁

3.1.1 著作権濫用の抗弁は存在する。

- ・著作権と特許権の権限付与の背景にある公共政策は同じで、大衆は新しいアイデアと知識を公に紹介する努力から利益を得るが、このような努力を奨励するため、また科学、技術、芸術の進歩を促進させるため社会は著作者、発明者に対し、それぞれ著作、発明に排他的権利を一定期間与える。
- ・特許権濫用の抗弁は、従来より裁判所により衡平法上の抗弁として認められてきている。その内容は「特許局によって認められておらず、かつ、認めることが排他的権利に反する排他的権利または限定された

独占を保証するための特許の使用を禁じる」もので、適用例として、「価格決定、抱き合せ販売、縄張り規制」などのために特許を使用する場合がある。

- ・著作権濫用の抗弁の存在については、それほど明確ではない。適用裁判例もほとんどない。しかし、著作権と特許権はパラレルな公共の利益に資するためのものであり、濫用の抗弁はどちらの訴訟においても（すなわち著作権の訴訟においても－評者注）用いられるべきである。与えられた独占の権限は、特許または著作権によって保護されていない財産までは及ばない。

3.1.2 ライセンス契約の内容と著作権濫用

- ・反トラスト法を破るための著作権の使用は著作権濫用の抗弁をもたらすであろうが、著作権濫用は反トラスト法の違反である必要はない。
- ・問題は公共政策に違反する方法で使用されているかどうかである。
- ・レーザー・コム社は「インターアクト」のコードを複製行為から保護する権利を確かに有している。（が、著作権の濫用は許されない。－評者注）
- ・レーザー・コム社の標準ライセンス契約は、ライセンシーがどのような種類のコンピュータ支援金型作製ソフトウェアを開発することも、開発を援助することも禁じているが、これは（コードの複製を抑制するだけでなく）「インターアクト」が表現するアイデアを独立して実現しようとするライセンシーによるあらゆる試みをも本質的に抑制しようとするものである。レーザー・コム社がその著作権を著作権法に具現化された公共政策とは矛盾する方法で使用しているものである。（一人またはもう一人がこの契約条項切り抜けることに成功するとしてもこの事実は否定しえない。）

- ・ライセンサーとなる企業は、CAD/CAM 金型作製ソフトウェアの分野において、その全ての役員、取締役、従業員の創造的能力の利用を禁止され、さらに創造的能力が公衆から引き上げられる。また期間が99年間で著作権自体より長い。
- ・このようなレーザー・コム社の標準ライセンス契約の反競争的条項は、著作権濫用と言いうるものである。これはインタラクティブソフトウェアにおいて著作権の範囲（特定の表現）外におけるアイデアの競争を支配しようとするレーザー・コム社の試みから生じたものである。
- ・なお、控訴人は著作権濫用として「インタラクティブ」と鉄定規型の抱き合わせ販売も主張したが、このような事実は認められない。

3.1.3 契約当事者外の者の著作権濫用の抗弁

特許権濫用の抗弁で既に裁判例があるように、ライセンス契約当事者でなくとも、また濫用によって損害を被ってなくとも著作権濫用の抗弁は有効である。問題は公共政策に反する方法でその著作権を使用しているかどうかである。

3.1.4 結 論

著作権濫用の抗弁は、存在し有効である。レーザー・コム社のライセンス契約における反競争的条項は、著作権濫用を構成する。また、この抗弁はライセンス契約の当事者でなくとも有効である。

3.2 詐欺の認定

- ・訴状で申立てられていない事実を根拠にして詐欺行為（様々な虚偽の説明を行い、不法な複製を行った。）を認定したというが、原審において控訴人らは詐欺を証明する証拠の採用に異議申立を行っておらず、（訴状に申立てられていないとしても当事者の同意により審理されており—評者注）あたかも訴答に記載されていたのと同じように正しく

扱われていた。原審の詐欺の認定を維持。

3.3 損害額の算出

- ・原審ではホリディテチール社以外への売上高を考慮しているが、ホリディスチール社に対しての失われた売上高のみによって算出されるべきである。
- ・地方裁判所へ差し戻す。

4. 〈若干のコメント〉

従来よりプログラムの保護範囲が議論されている。表現とアイデアの区分はどこかなどが主たる論点である。しかし一旦それは表現であるということになると、表現のコピーはすべて権利侵害となる可能性がある。これによれば表現に対する排他的権利を道具としてアイデアを独占することも可能となる。

この判決は、このような保護範囲のステージではなく権利行使のステージで、著作権（表現の）保護とアイデアの自由利用とのバランスを著作権濫用の法理でとろうとするものである。これからこのステージでの利益の調整、公共政策の実現ということが重要になるのではないかと予測させる判決である。

さて、日本法においても権利濫用の法理はあるが、本件のような場合、即ち「著作権自体の権利行使ではなくライセンス契約の内容について著作権の濫用とし」、「ライセンス契約の内容の実現ではなく著作権の行使を濫用とすること」、かつまた「契約当事者でない者が提出する抗弁を認容するという点」などいくつかクリアすべき問題点を残している。（平成元年2月15日の公取委の特許・ノウハウライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準では、契約対象特許ノウハウ、競争技術についての研究開

発の制限は不公正な取引方法に該当することとなるおそれが強い事項として
いる。)

しかし、詳細な検討はさておいて、オリジナルな表現に対する一定期間の
排他的権利の授与は科学、技術、芸術を促進させるための公共政策であるか
ら、複製権を道具としてアイデア、情報まで支配し、独占しようというよう
な態様の著作権の使用を行った場合には（オリジナルな表現に包含されない、
また、著作権によって認められない権利行使であり、かつ、公共政策に反す
るので）、その使用の直接の相手方でなくとも濫用の抗弁を出しうるという
考え方は充分うなづけるのではなからうか。またそうしなければ、著作権濫
用を規制する実効性がなくなるとも言えよう。

以 上